

マージン率等に係る情報提供について

マージン率等に係る情報提供

アイティマークス株式会社

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：令和5年度(令和5年11月～令和6年10月))

記

- 令和7年6月1日付け派遣労働者数 1人
- 令和5年度 派遣先事業所数(実数) 1件
- 令和5年度 労働者派遣に関する料金の平均額 44,800円
(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))
- 令和5年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 35,536円
(1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))
- 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合

20.7%

- 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口 派遣事業運営係 TEL045-263-6133

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	1人当たりの平均実施時間
新入社員研修	新規採用者	OFF-JT	弊社指定教育機関	無償	有給	28時間
プログラミング言語研修	入社2年目	OFF-JT	弊社指定教育機関	無償	有給	20時間
上流テスト研修	入社3年目	OFF-JT	弊社指定教育機関	無償	有給	12時間
プロジェクトマネジメント研修	入社5年目	OFF-JT	弊社指定教育機関	無償	有給	25時間

- 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結している否かの別

☐ 労使協定を締結していない

☒ 労使協定を締結している(協定書の有効期間終期：令和8年3月31日)

協定労働者の範囲(全ての派遣労働者)

- その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

弊社マージン部分については、法定福利費、教育訓練、年次有給休暇等弊社の運営経費等を含んだものです。